

平成20年春の全国交通安全運動

国土交通省実施計画

(トラック関係抜粋)

1 事業用自動車の安全運行の確保

- (1) 自動車運送事業者に対し、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。
- (2) 事業用自動車の適切な運行を確保するため、自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者、運行管理者に対し次の事項に重点を置いた安全運行の徹底を図るよう指導する。

過労運転を防止するため、適切な運行指示書の作成や長距離運転又は夜間の運転に従事する際の交替運転者の配置などの運行管理を徹底すること

歩行者及び自転車利用者(特に子どもと高齢者)の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮すること

酒気帯び運転を防止するため、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用するなど厳正な点呼の実施を徹底すること

- (3) 安全規則の遵守を徹底するため、重大事故及び悪質な法令違反を引き起こした運送事業者等に対しては重点的に監査を実施するとともに、安全規制が守られていない場合には厳格な行政処分を実施する等により違法運行の排除に努める。

2 車両の安全対策の推進

- (1) より安全な自動車及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発を次の事項に重点をおいて行う。

自動車販売関係団体、自家用自動車関係団体等を通じ、「自動車アセスメント情報提供事業」小冊子の配布等により安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方のユーザー指導を行うこと

- (2) 自動車運送事業者団体、自動車整備事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車運送事業者、整備事業者、レンタカー事業者、整備管理者、自家用自動車使用者等に対し、次の事項に重点を置いて、整備不良車及び不正改造車を排除し車両の安全確保の徹底を図るよう「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等を通じて指導する。また、点検及び整備に当たって必要となる情報の提供がなされるよう自動車製作者等を指導する。

日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施

不正改造の防止

3 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底等

自動車運送事業者団体等を通じて、正しい方法によるシートベルト着用と使用の徹底等について次のとおり指導する。

- (1) 自動車運送事業者は、道路交通法の改正により、全ての座席のシートベルト着用が義務化されることの周知を図る。
- (2) トラック事業者は、乗務員に対する適正なシートベルトの着用を指導する。

4 広報活動の推進

関係団体等を通じ、本年4月10日(木)が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を展開する。

- (1) 事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。
- (2) 関係事業者団体の広報誌等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び次の広報事項を周知する。

歩行者及び自転車利用者(特に子どもと高齢者)の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

より安全な車両及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発

自賠償制度の役割と交通事故被害者保護の重要性

飲酒運転等悪質・危険な運転行為の禁止の徹底

「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止

自動車の点検整備の励行促進

「迷惑駐車をしない、させない」の励行